

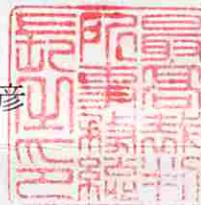
最高裁秘書第2779号

令和元年5月30日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月8日付け（同月10日受付、最高裁秘書第2492号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成27年10月14日付け総務局第三課長書簡（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろ-15-A)

平成27年10月14日

高等裁判所事務局次長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 佐野寛次

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、適正な供述録取事務の確保に向けて、各庁において、日頃から証人等の尋問を録音する際には、音声を確実に記録するべく留意していただいているところでありますと承知しております。

録音反訳方式の利用、録音テープ等による調書代用及び調書省略に伴う録音テープ等への記録を行う場合において、法廷等における録音機材を利用した録音事務は、記録作成等の前提となる不可欠で重要な事務です。録音機材の事前点検や録音開始の操作が不確実であったり、立会中の録音状態の確認が不十分であったりすることにより録音に支障が生じ、調書の一部を構成する録音反訳の反訳書や調書の記載に代わる録音テープ等が不存在となり調書が完成しない、あるいは調書省略に伴う録音テープ等が不存在となり録音テープ等の複製ができないなどという事態を生じさせることは、裁判事務に大きな影響を与え、訴訟関係人に対して多大な迷惑を掛けることになり、絶対に避けなければなりません。

そこで、録音事務を行うに当たっての留意事項を、別紙のとおりまとめましたので、各庁においては、録音機材の設定を含め録音事務の内容を今一度確認するよう所属の関係職員への注意喚起を行い、改めて上記のような事態を生じさせないよう行うべき事務の履践の徹底を図ってください。

なお、別紙については、録音機材を利用する職員が常時参照できるよう法廷等に備え置いてください。

おって、簡易裁判所には、所管の地方裁判所から連絡してください。敬具

【録音事務を行うに当たっての留意事項について】

1 執務室での事前準備(期日前)

記録媒体の事前点検

録音に必要なSDカードの容量、枚数が確保されているか確認すること。

【確認のポイント】

- SDカードはメディアケースで保管の上、録音機の台数に応じた枚数を用意しているか。
- SDカードの中にデータは何も残っていないか。
- SDカードは使用する録音機に応じたフォーマットが済んでいるか。

2 法廷等での事前準備(期日前)

録音機材(ミキサー、デジタル録音機等)の事前点検

録音機材の設定等が証人尋問等を的確に録音できる状態になっているか。



(XLRケーブルでミキサーと接続している場合)



(ミニプラグでミキサーと接続している場合)

【確認のポイント】

- ACアダプタのコンセントは、電源タップに確実に差し込まれているか。
- ACアダプタと録音機本体は確実に接続されているか。
- 録音機の充電は十分に行われているか(録音機の電池マークで要確認)。
- ミキサーと録音機を接続するケーブルは、録音機に確実に接続されているか。
- 訴訟関係人の発言を集音できるマイクの向きや位置になっているか。
- 録音機は、使用場所に応じた録音設定(特にマイク入力の設定)になっているか。
- 試し録音をして、録音機が正常に動作することを確認したか。

3 法廷等での録音開始までの留意事項(期日)

録音機材の確実な操作

録音開始に当たっては、録音機材を確実に操作すること。特にデジタル録音機は、法廷に整備されている録音機に応じた取扱方法に従って操作すること。

【確認のポイント】

- ミキサーの電源は入っているか。
- 録音機の電源は入っているか。
- 録音機にSDカードを挿入したか(録音先がSDカードになっているか)。
- 録音ボタンを2回押し、録音機が録音開始状態になっているか。
(録音中は、録音ボタン周辺部が常時赤く点灯する。)

4 法廷等での録音中の留意事項(期日)

録音機の録音状態の確認

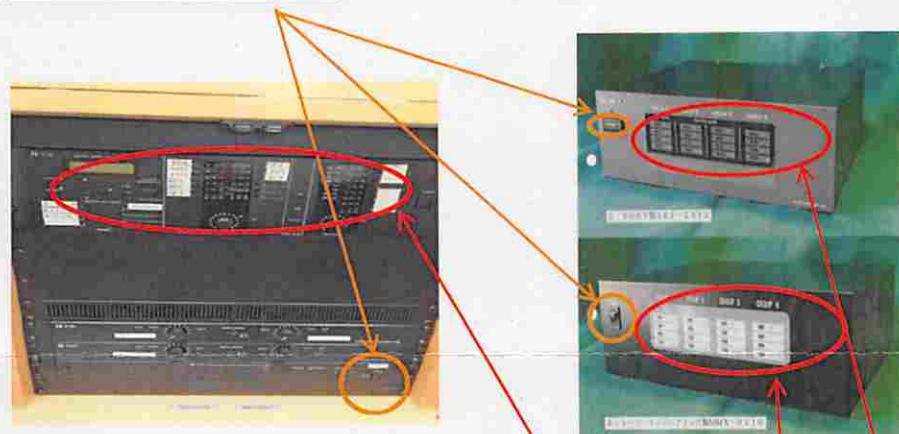
録音中は、録音機材が正常に作動し、確実に録音されているか確認すること。

【確認のポイント】

- ミキサーのインジケーターが反応しているか。
- 録音機のインジケーターが反応しているか。録音経過時間がカウントされているか。
- 録音ボタンの周囲が常時点灯しているか。
- 録音中である「●」マークが録音機の画面に表示されているか。
- 録音されていることをイヤホンで聴いて確認したか。
(無音である場合、ミキサー及び録音機の電源が入っているか、録音機が録音開始状態になっているか確認する。)

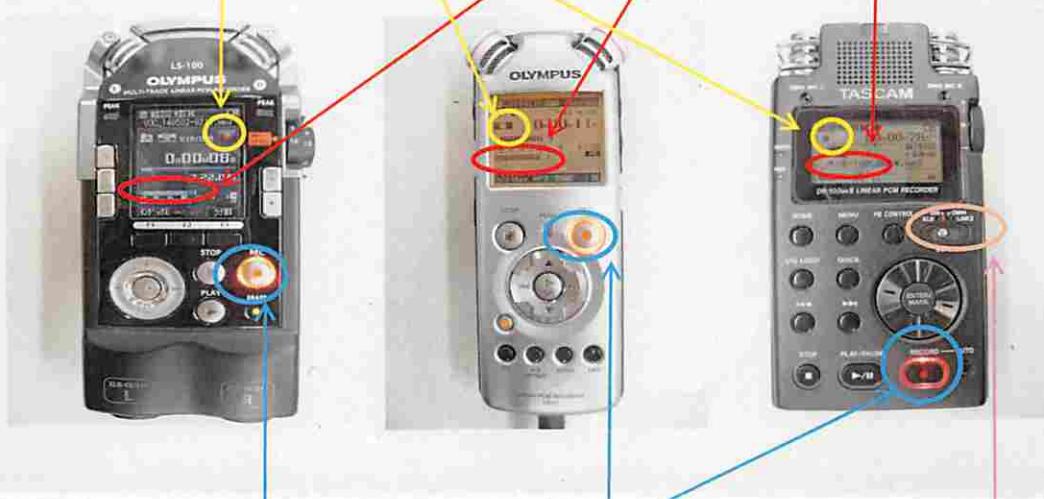
(法廷等での録音中の確認のポイント)

ミキサーの電源は入っているか。
(電源ランプは点灯しているか。)



録音中である「●」マークが画面に表示されているか。

インジケーターが反応しているか。



録音ボタンの周囲が常時点灯しているか。

【注意】

点滅は待機状態であり録音されていません。
もう一度録音ボタンを押してください。

録音機は使用場所に応じた設定になっているか。

録音中は録音されていることをイヤホンで聴いて確認しているか。